第１０１号議案

町田市鶴川緑の交流館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

町田市鶴川緑の交流館条例の一部を改正する条例

第１条　町田市鶴川緑の交流館条例（平成２３年６月町田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（ホール等の施設） 第５条　ホール等には、次に掲げる施設を設ける。 （１）略 （２）活動諸室 ア～エ　略 オ　リハーサル室 カ　プレイルーム （指定管理者が行う業務） 第７条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）第４条に規定する事業の実施に関すること。 （２）～（４）略 （利用料金等） 第１４条　利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 ２～５　略	（ホール等の施設） 第５条　ホール等には、次に掲げる施設を設ける。 （１）略 （２）活動諸室 ア～エ　略 （指定管理者が行う業務） 第７条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）第３条に規定する事業の実施に関すること。 （２）～（４）略 （利用料金等） 第１４条　利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用の承認を受けた時に支払わなければならない。ただし、規則で定める場合は、当該承認の日後に支払うことができる。 ２～５　略

別表の１の表及び２の表を次のように改める。

１　ホール等の利用料金

施設の名称等		利用単位と利用料金			
		午前	午後	夜間	全日
ホール	月曜日から金曜日まで(休日	１０，０５０円	１１，７２０円	１５，０７０円	３６，８５０円

	を除く。）				
	土曜日、日曜日及び休日	１３，２００円	１５，４００円	１９，８００円	４８，４００円
活動諸室	練習室	１，２６０円	１，４４０円	１，６２０円	４，３２０円
	多目的室	６，９６０円	７，９６０円	８，９５０円	２３，８８０円
	会議室、エクササイズルーム、リハーサル室又はプレイルーム	４，７６０円	５，４４０円	６，１２０円	１６，３２０円

備考

１　施設の利用単位は、午前は午前９時から正午まで、午後は午後１時から午後４時３０分まで、夜間は午後５時３０分から午後１０時まで、全日は午前９時から午後１０時までとする。ただし、活動諸室の利用単位は、午前は午前９時から午後０時３０分まで、午後は午後１時から午後５時までとする。

２　利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

３　利用時間は、指定管理者が管理上支障がないと認める場合に、その延長又は繰上げをすることができる。この場合における利用料金は、３０分ごと（３０分未満のときは、３０分として計算する。）につき、延長にあっては夜間の利用料金の額、繰上げにあっては午前の利用料金の額に１００分の２０を乗じて得た額を加算する。

４　午前から午後までの利用単位又は午後から夜間までの利用単位を連続して利用するときの各利用単位の間の時間については、利用料金を徴収しない。

５　ホール又は多目的室を利用し、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、この表に定める利用料金の額に次の各

号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

（１）入場料等の最高額が１人当たり２，０００円を超え３，０００円以下であるときは、１００分の５０

（２）入場料等の最高額が１人当たり３，０００円を超え５，０００円以下であるときは、１００分の７０

（３）入場料等の最高額が１人当たり５，０００円を超えるときは、１００分の１００

６　利用料金に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　附属設備の利用料金

種別	単位	利用料金
楽屋設備	１室、１区画又は１枚	３，７５０円
舞台設備	１台、１本、１個、１双、１掛、１枚、１脚、１組、１キロワット又は１式	８，１６０円
照明設備	１列、１台、１本、１個、１枚、１キロワット、１式又は１セット	１６，９５０円
音響設備	１台、１本、１チャンネル、１キロワット又は１式	３，１２０円
映写設備	１台、１個又は１式	５，０１０円

備考

１　附属設備の利用料金は、１の表に規定する利用単位のうち、午前、午後及び夜間の区分ごとに、それぞれ徴収する。

２　１の表備考第４項及び第６項の規定は、附属設備の利用料金について準用する。

第２条　町田市鶴川緑の交流館条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
別表（第１４条関係） １　ホール等の利用料金 略 備考 １・２　略 ３　利用時間は、指定管理者が管理上支障がないと認める場合に、その延長又は繰上げをすることができる。この場合における利用料金は、３０分ごと（３０分未満のときは、３０分として計算する。）につき、次の各号に掲げる利用単位の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用料金の額に１００分の２０を乗じて得た額を加算する。 （１）午前　延長にあっては午後の利用料金、繰上げにあっては午前の利用料金 （２）午後　延長にあっては夜間の利用料金、繰上げにあっては午後の利用料金 （３）夜間　夜間の利用料金 （４）全日　延長にあっては夜間の利用料金、繰上げにあっては午前の利用料金 ４　略 ５　ホール又は活動諸室を利用し、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、この表に定める利用料金の額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。 （１）～（３）略 ６　略 ２　附属設備の利用料金 略 備考 １　略 ２　利用時間の延長又は繰上げをする場合における附属設備の利用料金は、３０分ごと（３０分未満のときは、３０分とし	別表（第１４条関係） １　ホール等の利用料金 略 備考 １・２　略 ３　利用時間は、指定管理者が管理上支障がないと認める場合に、その延長又は繰上げをすることができる。この場合における利用料金は、３０分ごと（３０分未満のときは、３０分として計算する。）につき、延長にあっては夜間の利用料金の額、繰上げにあっては午前の利用料金の額に１００分の２０を乗じて得た額を加算する。 ４　略 ５　ホール又は多目的室を利用し、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、この表に定める利用料金の額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。 （１）～（３）略 ６　略 ２　附属設備の利用料金 略 備考 １　略

て計算する。）につき、利用料金の額に１００分の２０を乗じて得た額を加算する。	
３　略	２　略

附　則

（施行期日）

１　この条例中第１条の規定は令和９年２月１日から、第２条の規定は令和１０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第２条の規定による改正後の別表の規定は、令和１０年４月１日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。